

議 員 全 員 協 議 会

日 時	令和 6 年 2 月 16 日（金）閉会中	8 時 53 分 開会 10 時 39 分 閉会
場 所	相良庁舎 4 階 大会議室	
出席議員	議長 16 番 村田博英 副議長 15 番 原口康之	
	1 番 石山和生	2 番 谷口恵世 3 番 絹村智昭
	4 番 名波和昌	5 番 加藤 彰 6 番 木村正利
	7 番 松下定弘	8 番 種茂和男 9 番 濱崎一輝
	10 番 植田博巳	12 番 太田佳晴 13 番 中野康子
	14 番 大石和央	
欠席議員		
事 務 局	局長 田形正典 次長 本杉裕之 書記 植田容子 書記 本杉周平	
説 明 員	市長、副市長、教育長、総務部長、企画政策部長、政策監、 危機管理監、危機管理課長、総務課長、秘書政策課長 教育文化部長、学校再編推進室長、学校再編推進係長	
傍 聴		

署名 議長

〔午前 8時53分 開会〕

開会の宣告

○議長（村田博英君）

ただいまより、時間はちょっと早いんですが、皆さんおそろいですので、全員協議会を開催いたします。

2 市長報告

○議長（村田博英君）

それでは、まず、市長報告をお願いいたします。

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

皆さん、おはようございます。

本日、少したくさんの案件がございます。9件ほどございますので、一括説明させていただきまして、その後、ご質問をいただきたいというふうに思います。

まず初めにですが、令和6年度牧之原市の当初予算（案）についてであります。

令和6年度一般会計当初予算は、217億円を予定しておりまして、過去最大であった令和5年度に次ぐ予算規模となりました。

特別会計及び水道事業会計を合わせた総額は332億円で、前年度比12億1,000万円減の、率にして3.5%の減少となっております。

令和6年度は、第3次総合計画の2年目となりまして、前年度に引き続き、基本構想における将来都市像などの実現に向けて、人口減少や少子高齢化などの喫緊の課題に対応すべき五つの重点戦略・プロジェクトを積極的に推進してまいります。

具体的には、道の駅（仮称）さかべの整備や、総合グラウンドの芝生化をはじめ、高台開発事業、沿岸部活性化、子育て世帯に重点を置いた移住定住施策に引き続き取り組んでまいります。

また、ゼロカーボンの実現に向け、家庭用創エネ・省エネ・蓄エネ設備の設置費補助金や省エネ住宅の普及推進事業の補助金の継続のほか、生ごみ減量チャレンジ事業の新設、DXの推進では、税証明のコンビニ交付や、書かない窓口システムの導入による住民サービスの向上を図ってまいります。

さらには、学校再編の推進などにより、魅力ある教育環境の実現を図ることに加えて、子供の居場所整備などや公園の改修、不妊治療費の助成や妊産婦通院助成、小学校入学支援金など、引き続き子供子育て施策の強化に取り組んでまいります。

このほか、大河ドラマを活かした歴史文化の振興やスポーツ合宿の支援、R I D E O N M A K I N O H A R Aポイント還元事業など、経済及び地域のにぎわい創出につながる事業に、重

点的に予算配分を行いました。

この詳細につきましては、2月19日、月曜日の常任委員会合同協議会でご説明をさせていただきます。

次に、令和5年度牧之原市一般会計補正予算案（第8号）についてであります。

市議会2月定例会に提出予定の一般会計補正予算案（第8号）の概要についてであります、補正額は約2億5,700万円の増額で、補正後の総額が240億円ほどになります。

補正の内容につきましては、国の補正予算により対応する、道の駅（仮称）さかべの地域振興施設整備事業等の計上や、住民税均等割のみが課税されている世帯などに対する物価高騰対応生活支援給付金の給付などの増額のほか、各事業の決算見込みから生じる不用額の減額、市税等の決算見込みによる増額などで、財政調整基金からの繰入れを6億3,800万円ほど減額するものであります。

これによりまして、令和5年度末の財政調整基金残高は35億9,600万円ほどになる見込みであります。

この詳細につきましては、2月19日、月曜日の常任委員会合同協議会でご説明させていただきます。

続きまして、令和6年度の市の組織体制についてであります。

資料1をご覧ください。ほうが分かりがいいかと思しますので、資料1の2ページ目ですね、そちらをご覧ください。

令和6年度の市組織体制についてであります、第3次総合計画における重点戦略・プロジェクトの推進や喫緊の課題に対応し、効率化、効果的な事務事業の執行を図るため、組織体制の見直しを行うことといたしました。

大きくは、三つの部で変更をいたします。

まず、企画政策部についてであります、市の施策に係る市政情報等を迅速、的確に提供を図るとともに、総合計画の重点戦略・プロジェクトを統括した着実な推進と、財源の確保、充実を図るため、現在の秘書政策課と情報交流課を、秘書広報課と企画政策課に再編をいたします。

次に、産業経済部についてであります、農林水産部門においては、茶園等の基盤整備、漁業関係の一本化と、お茶をはじめとする特産物の振興を効率的に推進するため、農林水産課とお茶振興課を、農林水産課とお茶特産課に再編をいたします。

また、商工観光部門につきましては、沿岸部活性化の推進や大河ドラマなどを活用した通年型の観光を通じて、関係人口、交流人口の増加などを図るため、商工観光課の観光振興係を単独の観光課とし、商工関係につきましては、市内企業の支援や企業誘致などを一体的に推進し、商工業の振興を図るため、商工観光課の商工振興係と企業立地推進課を一つにまとめ、商工企業課に再編をいたします。

次に、教育文化部についてであります、大河ドラマを大きなチャンスと捉え、大河ドラマの活用などによる地域の活性化につなげるとともに、さらなる田沼意次侯の顕彰や文化振興を図る

ため、新たに大河ドラマ活用推進室を設置して振興を図ってまいります。

このほか、課や係の名称変更など、令和6年度の組織、体制の詳細につきまして、担当の総務課から説明をさせます。

よろしくお願いします。

○議長（村田博英君）

総務課長。

○総務課長（横山和久君）

それでは、総務課から、そのまま資料1の今、2ページをお開きしたまま少し説明をお聞きしていただければと思います。

1点目ですが、企画政策部のほうですが、市の施策に係る市政情報等の迅速化、的確に提供するために、秘書政策課秘書係と情報交流課の情報発信業務を統合して秘書広報課とします。

二つ目になりますが、総合計画の重点プロジェクトを統括し、着実な推進を図るため、秘書政策課から政策推進係を独立し、新たに企画政策課を設置いたします。

次に、福祉こども部と健康推進部の関係ですが、1月12日の文教厚生協議会で、こども家庭センター設置等について、説明をさせていただいたところですが、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、相談支援体制の強化を図るため、児童福祉法によるこども家庭センターを新たに福祉こども部に設置し、既存の組織で連携を図って対応してまいります。

これに伴いまして、福祉こども相談センターを福祉相談課に、福祉相談支援係を生活支援係に名称を変更します。こども家庭センターの統括は、福祉相談課のこども家庭係が担うこととなります。

次に、産業経済部につきましては、茶園等の基盤整備、漁業一本化とお茶をはじめとする特産物の振興を効率的に推進するために、農林水産課特産係とお茶振興課基盤整備係を相互に移管し、農林水産部門を農林水産課とお茶特産課に再編します。お茶特産課に移管する特産係を特産振興係に変更をいたします。

続いてですが、沿岸部の活性化の推進や大河ドラマを活用した通年型の観光を通じての関係人口、交流の増加などを図るため、商工観光課の観光部門を独立し、観光課といたします。

次に、市内企業の支援の企業誘致などを一体的に推進し、商工業の振興を図るために、商工観光課商工振興係と企業立地推進課を商工企業課に再編いたします。

次に、教育文化部になりますが、大河ドラマの活用により地域の活性化につなげるとともに、さらなる田沼意次侯等の顕彰や文化振興を図るため、社会教育課から文化振興係を独立し、教育文化部に新たに大河ドラマ活用推進室を設置するものでございます。

資料1の別添に、組織構図を添付させていただいておりますので、後ほど、ご確認いただければと思います。

説明は以上となります。

○議長（村田博英君）

市長。

○市長（杉本基久雄君）

それでは、引き続きまして、相良地区防災拠点の使用に関する協定について、資料2をご用意いただきたいと思います。

今年度、多目的体育館G a s O n eアリーナ牧之原が完成し、令和6年5月に供用を開始いたします。

これにより相良地区防災拠点の整備が完了することから、相良地区防災拠点の使用に関し、中部電力株式会社と、原子力災害時における相良地区防災拠点の使用に関する協定書を締結いたします。

これまでの経緯を含め、詳細につきまして、担当の危機管理課よりご説明申し上げます。

○議長（村田博英君）

危機管理課長。

○危機管理課長（森田克彦君）

よろしくお願いします。

市長から報告がありましたとおり、牧之原市多目的体育館が令和6年3月に完成し、相良地区防災拠点整備が完了することに伴い、相良地区防災拠点の使用に関しまして、中部電力株式会社と原子力災害時における相良地区防災拠点の使用に関する協定書の締結を予定しております。

資料2-1をご覧ください。

令和2年2月17日の全員協議会時にご説明をさせていただいております原子力災害時にP A Z圏内の要配慮者等を収容する施設及び地震津波災害等において住居を失った市民が避難生活を送るための避難所施設が不足している課題を解決するため、牧之原市相良総合センターい〜ら周辺に防災拠点を整備したものであります。

表の中には、5施設1広場についての大規模災害時及び原子力災害時の機能について、記載をしております。

令和2年9月16日に中部電力株式会社と原子力災害時における市民の安全確保に向けて牧之原市が実施する相良地区防災拠点の整備事業並びに中部電力株式会社による防災拠点の使用に関して、協定書の締結を行い、防災拠点整備事業に係る費用の一部として20億円の負担金をいただき、防災拠点整備事業に充当したものであります。

資料2-2をご覧ください。

牧之原市と中部電力株式会社との原子力災害時における相良地区防災拠点の使用に関する協定（案）について、ご説明申し上げます。

第1条では、本協定において、基本的事項を定めることとしております。

第2条では、支援拠点として使用できる施設を第1号から第6号の5施設1広場としております。

第3条では、防災拠点の使用の条件としまして、浜岡原子力発電所において、原子力災害が発生した際に、第1号及び第2号の目的の範囲内で使用することができることと定め、中部電力株式会社は事前に使用要請を行い、市は承諾することとしております。

第2項において、住民避難が完了するまでは使用できないこととしております。

第4条では、防災拠点の使用の終了としまして、終了時には事前連絡をいただき、双方が合意した期日をもって使用を終了することとしております。

第2項において、使用後の施設の原状回復及び費用負担について、中部電力株式会社の責任において実施することとしております。

第5条では、平時の運用としまして、原子力災害時以外の訓練で使用する場合については、あらかじめ市と調整し、承諾を得て使用できるものとしております。

第6条では、防災拠点の使用料等としまして、浜岡原子力発電所において原子力災害が発生した際に、防災拠点として使用する場合は無償、水道・光熱費の実費については負担していただくこととしております。

第2項において、原子力災害時以外で使用する場合は、各施設の使用料条例に基づき支払うこととしております。

第7条では、中部電力株式会社が作成する浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画へ、防災拠点を支援拠点として記載することができるものとしております。

第8条では、協定期間としまして、多目的体育館の供用開始日が令和6年5月1日となることから、同日から効力を有することとしております。

第9条では、協議としまして、協定に定めのない事項等については協議の上決定することとしております。

なお、本協定書につきましては令和6年3月中の協定締結を予定しております。

浜岡原子力発電所において原子力災害が発生した際に、中部電力株式会社は浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画に基づいて活動することとなっております。

先ほど協定書の第7条においてご説明いたしましたが、協定書の締結の完了をしますと、浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画へ相良地区防災拠点の記載が行われ、原子力事業所災害対策支援拠点の位置づけとなります。

資料2-3をご覧ください。

中部電力株式会社が支援拠点として使用する場合には、写真のような、それぞれ定められた資機材等が搬送され、訓練風景写真のと通りの支援活動が行われることとなっております。

平面図は、昨年行われた柏崎での総合防災訓練時のレイアウトとなります。

中部電力株式会社が使用する写真の資機材は、中部電力パワーグリッド掛川所内に配備してあるものであります。

現在、中部電力パワーグリッド掛川・磐田・島田・藤枝の各営業所及び島田電力センター掛川分室、島田電力センターの計6箇所の支援拠点において資機材が分散配備されているとのことで

す。

中部電力株式会社では、現在のところ、防災拠点内の原子力防災センターさーぼを拠点本部、牧之原市相良総合センターい〜ら及び牧之原市相良B & G海洋センターを出動職員待機場所、牧之原市多目的体育館G a s O n eアリーナ牧之原を資機材搬入場所、防災広場駐車場をスクリーニング等に使用する計画であると同っておりますが、今後、訓練を重ねる中で、施設使用の有効的な活用方法を検討していくと同っております。

説明は以上となります。

○議長（村田博英君）

続けて、杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

それでは、引き続きまして、静岡県警察本部、持続可能な信号機の整備の在り方についてであります。

静岡県警察本部が令和2年11月に策定した持続可能な信号機の整備の在り方については、平成27年に国（警察庁）が作成し、令和3年に改正された信号機設置の指針に基づいて、設置及び撤去、電球型信号灯のLED化や維持管理など、信号機の整備を進めていくこととしております。

現在、県警本部は、県下、必要性の低い信号機の廃止、削減を検討しており、今後、その指針を基に統一した基準により、必要性などを精査し信号機の整備を進めていくことが、牧之原警察署への確認により判明いたしました。

当市といたしましては、県警本部や所轄警察署だけで検討を進めるのではなく、まずは市への説明、協議をいただき、その上で信号機設置場所の地域住民、自治会や交通安全関係団体、道路利用者などへの丁寧な説明と、地域の意見や要望に誠実に対応いただき、安全性を最優先に判断いただくよう、意見を伝えたところであります。

また、この件につきましては、先般の県市長会において、私から問題提起し、議題に挙げて情報共有したところであり、県警本部からの具体的な説明を求め、現在調整しているところであります。

以上、今後、牧之原警察署が、様々な機会において既存信号機の必要性など、地域や利用者の意見などを伺うこともあると思いますので、市議会におかれましても、県警により信号機の削減が検討されている旨、ご承知おきをいただきたくお願い申し上げます。

続きまして、新火葬場整備に係る覚書についてであります。

12月の市議会全員協議会で、新火葬場整備に係る関係市町との協議状況について報告をさせていただき、その際、1月に覚書の締結を、とお話をさせていただきましたが、現在、覚書細部の調整などを行っているところであります。なるべく早い時期での締結を考えております。

また、令和6年度において、用地測量等の関連予算を計上いたしましたので、よろしくお願いをいたします。

次に、リニア中央新幹線静岡工区有識者会議委員（環境保全）と大井川流域8市2町の首長と

の意見交換会について報告をいたします。

流域首長によりまして、1月21日、日曜日に実施をいたしましたリニア中央新幹線建設工事静岡工区に係る国有識者会議、中村座長、大東委員、国土交通省 村田鉄道局長、中谷施設課環境対策室長との意見交換会について、また状況等、私の解釈を含め報告をいたします。

まず、大井川の水資源については、令和3年12月に国有識者会議から、トンネル湧水をポンプアップして全ての湧水を戻せば中下流域の流量確保ができると報告を受けており、私も同様の考え方で理解をしております。

さらに、その中でも、県が、工事中の湧水についても返さないと全量戻しにはならないということから、ＪＲ東海から田代ダム取水抑制案（Ｂ案）が提案され、これも水利権を持つ東京電力ＲＰの理解を得て前に進んでいるところであります。

国有識者会議では、仮に工事中の水が返せなくても下流域に問題はないとしており、私も、これまでの大井川の水利用の状況から言いますと、それがなくても大丈夫だという認識を持っており、田代ダム取水抑制案（Ｂ案）によって工事中の水が返されることで、不安はさらに解消されるというふうに捉えております。

今回の意見交換会の中で、私からは、国土交通省鉄道局長に対しまして、今までの知見に基づいた想定による工事中の湧水が毎秒２トン、年間300トンから500トンの仮説に基づく議論を繰り返すことより、さらに精度の高い推定をするため、高速長尺先進ボーリングを早期に実行し、その推定を確認していくべきだということを再度提言したところであります。

想定と異なる結果ならば、さらなる対応が必要でありますし、想定どおりならば、今までと同じ形で問題ないという判断材料になるということでもあります。

次に、環境問題についても同様であります。

環境保全につきまして、今回の報告書の中では、工事中や工事前後にモニタリングの結果において保全措置を見直す順応的管理が示されておりました、日本を代表する専門家が知見を持って研究を重ねた結果であり、この報告を尊重するものであります。

さらなる研究や議論ばかりに時間をかけても、やってみなければ分からないこともございますので、想定されることの対応を取った中で、検証しながら、モニタリングを行いながら進めるのが望ましいと捉えております。

ただし、事前に対策ができるところがあるならば、事前に行うほうがいいので、県とＪＲ東海は、対立ではなく対話をもって対応を整理していく必要があると考えております。

そのほか、トンネル残土の問題は、燕沢に盛土処分が計画されておりますが、これは林地開発や土工指針など、日本の土木基準を上回る設計と配慮がなされていると思います。

県は、南アルプスの山々の深層崩壊、いわゆる周辺の山が崩れて土砂ダムになり、それが下流域に与える影響や被害に懸念を示しており、それがこの盛土によって誘発されるなどと指摘しておりますが、ＪＲ東海のシミュレーションでは、深層崩壊や盛土崩壊を想定しても、下流域のダム、人的被害などについて、問題ないということでもあります。

国有識者会議は、このＪＲ東海の説明を認めており、私も同様に受け止めているものであります。

この残土問題や水資源問題に関連をいたしまして、私が以前から言い続けてまいりましたことではありますが、南アルプスでは赤崩など山体が崩壊して大井川に土砂を供給しておりまして、畑薙ダムや井川ダムの約４０％から５０％が、その土砂が堆積し閉塞している状況であります。あと数十年すれば全て埋まってしまい、発電機能も雨水増水の調整機能も失うことになりかねません。

河川管理者である静岡県は、国土交通省や流域などと連携し、総合土砂管理計画を定めて、大井川の健全化を図っていく必要があります、これはリニアとは別の話として流域にとって必要なことと考えております。

また、トンネル残土で自然由来の重金属などを含む要対策土の対応については、県の指導要綱等に沿って課題を整理し、一つ一つハードルを解決していただければと思っております。

いずれも、この国有識者会議委員との意見交換会において、私から改めて提言させていただいたところであります。

県は、国有識者会議が報告書を取りまとめ、国の議論に区切りがついたことを受け、今月５日、ＪＲ東海と国（国土交通省、環境省）に対し、県が対話を要する事項として示した４７項目のうち、１７項目の協議が終了したとの認識を示し、残る３０項目を水資源３区分６項目、生物多様性編、５区分１７項目、トンネル発生土編１区分５項目の３編に整理した今後の主な対話項目を通知したところであります。

今後は、この対話項目について、県の専門部会でＪＲ東海に確認を求めていくというふうに聞いています。

また、知事は、その２日後の７日、国土交通省 村田鉄道局長と県庁で面談し、鉄道局長のＪＲ東海の水資源、環境保全の対策をチェックする有識者委員会を立ち上げるとの考えを高く評価するとともに、県専門部会におけるさらなる議論の必要性を強調しております。

国有識者会議の区切りとなる報告書、県が求める対話項目の明確化、国の積極的な関与、取組によって、これからの県とＪＲ東海の対話が、スピード感を持って進展していくことに期待をするところであります。

次に、静波地区の沿岸部の活性化についてであります。

第３次総合計画の重点戦略・プロジェクト、富士山型ネットワークの充実に位置づけております沿岸部の活性化については、各エリア（静波、相良、地頭方）の特性や海岸の環境、地域資源を活かし、マリンスポーツやアウトドア、食などを楽しめ、人を呼び込むエリア形成を進めることとしております。

この中で、静波地区においては、サーフスタジアムを核とした、にぎわいのある周辺エリアを形成し、サーフィン、マリンスポーツ、海水浴などと相性のよい民間事業者の呼び込みや既存の公共施設、民間施設の新たな活用を通じた誘客の促進、安全安心の確保をしつつ通年型の集客機能の確保、市内全体の観光客の長期滞在、観光消費単価の向上につなげてまいります。

令和6年度は、委託料を計上いたしまして、沿岸部活性化のモデルとして、全体のコンセプト、ゾーニングの検討、エリア内の公共、民間の用地や施設などの活用方法の検討、可能性調査の実施など、具体的な事業を盛り込んだ実効性のある計画の策定を民間事業者と連携して進めてまいります。

最後になりますが、まきのはら協奏曲（コンツェルト）のご案内であります。

来月、3月17日、日曜日ですが、市内のお茶屋さん、お菓子屋さんによる、まきのはら協奏曲第8章を相良総合センターい〜らを会場に開催いたします。

例年2月に開催しているコンツェルトであります。本年については、新茶祈願祭、新茶まつりの初共催で実施をいたします。

一足早い新茶をお楽しみいただき、令和6年の茶業活性化を祈念する行事とするとともに、市内の多様性に富んだお茶とスイーツを楽しんでいただくイベントにまいります。

当日は式典に続き、第4回お茶はがきコンテスト表彰式や、相良、榛原、両中学校、榛原高等学校吹奏楽部による演奏会も予定しております。

また、この日、御前崎港へ入港する客船、ダイヤモンドプリンセスの寄港地周遊コースにも当イベントが含まれておりまして、多くの来場者、にぎわいを見込んでおります。

市議会の皆様におかれては、新茶祈願祭へのご列席とともに、イベントをお楽しみいただければと思いますのでよろしくお願いをいたします。

私からの説明は以上であります。

○議長（村田博英君）

市長。

○市長（杉本基久雄君）

訂正をさせていただきます。

リニア中央新幹線の静岡工区有識者会議との意見交換会のお話でありますが、意見交換会の中で、私からは、国土交通省鉄道局長に対し、今までの知見に基づいた想定による工事中の湧水が毎秒2トン、年間、これは工事中の水であります。年間300万トンから500万トンの仮説に基づくということでありまして、先ほど、万トンの「万」を抜いて説明しましたので、300トンではなくて300万トンから500万トンでありますので、訂正をお願いいたします。

○議長（村田博英君）

報告は終わりましたので、質問がある方は挙手をお願いします。

木村議員。

○6番（木村正利君）

11ページのところで、静波地区沿岸部活性化についてというところで、ポツの中段のところの下から3行、通年型集客機能の確保、市内全体の観光客の長期滞在、観光消費単価の向上につなげていくというご説明がありましたが、これのチェックをする部署というか、それは市長のほうで考えましょうか。

○議長（村田博英君）

市長。

○市長（杉本基久雄君）

先ほど説明しましたが、観光課を独立させますので、その観光課で取り扱うのと、それから、全体の調整については、今度、企画政策課を単独で設けます。そこもコントロールタワーとして対応してまいります。その2課が連携して進めてまいるということでもあります。

○議長（村田博英君）

木村議員。

○6番（木村正利君）

年間消費量が人口減少によってかなり減っていますので、ぜひ、観光消費単価の向上というところは重要なことかなと思っていますので、日々のチェック、また、年間的なチェックをしながら目標値を設定してやっていただきたいと思いますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

○議長（村田博英君）

ほかにございますか。

太田議員。

○12番（太田佳晴君）

リニアの関係ですけれども、市長のほうから、本日もそうですけれども、事あるたびに報告を受けております。

そういったことで、市民も、基本的には市長さんたちが出て、意見をいろいろ言ってくれているんですけれども、当然、県が中心となっているんですけれども、ここまで、やはり市長もいろんな発言を積極的にしているということは、牧之原市民のある程度ざっくりとした意向というのはつかんでおく必要があるかと思うんです。

その点において、つかんでいるのか、どのようにお考えか、そこを少しお話しできますか。

○議長（村田博英君）

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

これまで、先ほど私が申しましたように、国の有識者会議の報告でありますとか、あるいは鉄道局、あるいは県、それからJ R東海等との話合いの状況は報告を議会の場ではさせていただいておりますし、今回この関係につきましても、先週の記者懇談会においても、私は同様な発言をしております。現在、ホームページにも、この内容と同じものを掲載しているということでもあります。

市民への説明会でありますとか報告会等につきましては、現在8市2町の中で、今後、それぞれの市町、同様の対応を、足並みをそろえて行っていくように今検討しております。

その際は、私が求めていますのは、J R東海も鉄道局も、そして県も、3者が出て、それぞれの意見を交わすことがいいだろうというふうに思っておりますので、今、進展状況も含めて、

どの段階でどのようにやっていくかというのを8市2町で協議をしてまいりたいと考えています。

○議長（村田博英君）

太田議員。

○12番（太田佳晴君）

流量確保というのが大きな問題になって、工事によって失われている水量を戻せばという、これでよしとするような、そんな流れというのを結構感じるんですけども、私もやっぱり、それぞれ大事なことなんですけれども、環境問題、これってすごい、水量だけじゃなくて水の流れというものを考えると、これからずっとこの地域の将来を考えたときに、非常に大きな問題だと思うんです。ですから、それは慎重に進めておりますけれども、引き続きお願いしたいんですけれども。

市民アンケートを毎年1回やっていますけれども、市民アンケートの中で、ざっくりとした市民の意向というのは、ある程度つかんだ中で、市長もいろいろなところで発言をしていただけたほうがいいかなと思ったんですけども、その点についてはどうでしょうね、今後。

○議長（村田博英君）

秘書政策課長。

○秘書政策課長（竹内英人君）

市民アンケートを毎年やっておりますが、何か物事をやるやらないという決定するような趣旨のものではないと思っていますので、こういったことをテーマにアンケートを取る場合であっても、少しその取り方は検討が必要かなというふうに思います。

現状では、このことについて、どうだというようなアンケートは想定しておりません。

○議長（村田博英君）

太田議員。

○12番（太田佳晴君）

例えば、原子力発電所の件についても、ある程度、意向というのは、ずっと継続してやっている、それは一貫して言っているのは、やはり継続して意向を取ることによって、確かな市民の考え方、データが取れるというようなことで聞いておりますので、まさしくこれも、この問題も同じことだと思うんです。ですので、ぜひ今後、検討の中へ入れていただいて、ざっくりとした、専門的なことは当然、我々もそうですし、市民も分からないですけども、この問題についてどのように考えているというようなことは、やはり、これだけ市長が大事なところで発言していく以上、市民の意向というのは、しっかり入れた中のほうが、私はいいと思うんですけども、また、その辺の検討はよろしくお願いします。

以上です。

○議長（村田博英君）

ほかにはございますか。

その他、全体として。

大石議員。

○14番（大石和央君）

1点、確認を含めましてお聞きをいたしますけれども、公文書開示請求が行われたんですけれども、実施機関は教育委員会ということになると思うんですけれども、その中で、当初、文書請求をして、その中で、文書は既にホームページで公開されているもの、あるいは検討されていないから文書がないというような形であったということで、非開示決定が下されたということなんですけれども、しかしながら、後になって、実は文書があったよということで、再請求をしたというような話を聞いているんですけれども、事実でしょうか。

○議長（村田博英君）

総務課長。

○総務課長（横山和久君）

執行機関は教育委員会部局になりますが、請求が来ていることは承知しております。

○議長（村田博英君）

大石議員。

○14番（大石和央君）

それで、非開示決定された中で、実は文書があったということで、その中で再請求をしているんですけれども、そういう事実があったんですかということです。

○議長（村田博英君）

総務課長。

○総務課長（横山和久君）

文書でいただいた開示の請求の内容については、教育委員会のほうと、ご本人さんともお話をさせていただいて、その文書はないという理解でうちのほうは受け取っております。

○議長（村田博英君）

大石議員。

○14番（大石和央君）

ここは重要なんですけれども、そもそも開示請求するに当たって、まず、どんな文書があるのかと、市民は大体分からないので、こんな文書があったらお願いしますという形で請求すると思うんですよ。私もたまにそういうところとかがあったりして、特定していくんですけれどもね。

まず、特定をするでしょう。特定をして、その特定がされた中で、なければ、当然、非開示なんですけれども、今回、非開示というのがあったので、文書がなかったということになるんだけど、市民はあったかどうかというのは分からないけれど、その後、文書はあったんだということで、実施機関というか、事務局のほうから、そういうことも聞いたというようなことがあったらしいんですが、そういった意味で、そういう事実はあったんですかということです。

○議長（村田博英君）

総務課長。

○総務課長（横山和久君）

すみません。今、教育委員会の者が来ます。少しお待ちいただけますか。

○議長（村田博英君）

社会教育係長。

○学校再編推進係長（石川奈美君）

申し訳ありません。今、ご質問のあった開示請求についてですけれども、開示のあった文書につきましては、ご本人とお話をしまして、学校再編の検討の過程で、地域の関わりというところで、お話を検討させてもらったという過程のものはありますという話をしたところ、ご本人のほうからは、学校再編の検討の話じゃないということで、その文書じゃないということでしたので、その文書はないということでしたら出せないということで非開示ということにしております。

ご本人がそういったことを言ったということも確認をさせていただいた上で、もう一度、お話をさせていただいたところ、今度は、学校再編の過程のものでよいということで、お話をもう一度いただいたものですから、そうしましたら、その文書であれば出せますので、もう一度、開示請求をしてくださいとお願いしたという事実がございます。

以上です。

○議長（村田博英君）

大石議員。

○14番（大石和央君）

そもそも、開示請求、情報公開条例をきちんと見れば分かるとおりに、まずは、先ほども言ったんですけれども、文書の特定というのが重要になるわけですよ。そういう中で、請求人が求めている文書、これに関して特定をするということが、まず第一が必要ですね。

非開示決定をしてしまったんですが、本人としてみたら、後々、あるということが分かったということで、再審査請求を行っているわけなんですよ。ということは、そもそも文書はあったんですか、求めている文書は。

○議長（村田博英君）

学校再編推進係長。

○学校再編推進係長（石川奈美君）

求めている文書はございました。

ただ、最初は、ご本人は、それではないとおっしゃったので、出さなかったと。そして、また後日お話ししたときに、その文書でいいよということを、今度はご回答をいただきましたので、その文書であれば出せるというご回答をさせていただいたんですが、開示の決定をしてから3か月という期限がございますので、その期限が切れておりましたので、審査のほうができなかったと。なので、もう一度、再請求をしていただくということでお願いをしております。

以上です。

○議長（村田博英君）

大石議員。

○14番（大石和央君）

要は、文書があった段階で、これはやっぱり開示する義務があるんじゃないですか。

○議長（村田博英君）

学校再編推進係長。

○学校再編推進係長（石川奈美君）

再度申し上げさせていただきますが、文書は存在しておりますが、最初、ご本人はそれではないとおっしゃったので、その時点ではご本人の請求した文書は存在しないということで判断をさせていただいております。

その後、また日にちがたってから、お話をしたときに、その文書であるということが、その時点でお互い確認ができたという中で、今度、初めてそこで文書が存在しているということになりまして、そして、請求をもう一度いただくということで、それはご本人ともお話をさせていただいております。

以上です。

○議長（村田博英君）

大石議員。

○14番（大石和央君）

事実経過がよく分からないところがあるんですが、再審査請求を行って3か月たっているから、再審査請求が、これは却下するしかないというような判断だったということですよ、今、説明としては。

でも、そもそも当初、再審査請求を行った段階で、審査をするというような請求人に対して、連絡が行ったということなので、本来、再審査請求があった中で、審査が行われる予定であったんですか。

○議長（村田博英君）

総務課長。

○総務課長（横山和久君）

最初、その事実確認、要は3か月というものがございます。議員もご承知のとおりなところがあると思います。一応、事実確認、知った日で、いつ申請を出すかという話でしたところ、3か月がやはり切れていたので、うちとしては、一旦はここで3か月以上のものは審査請求は受け付けられないということで、ご説明はご本人のほうにさせていただいたところです。

ご本人のところには、新たに、再度こういう文書があるのであれば、その申請を出していただければ開示できるものはしますよというお話もさせていただいたところです。

○議長（村田博英君）

大石議員。

○14番（大石和央君）

最後に確認いたしますけれども、そうしたら、再審査請求をした段階で、情報公開審査会にかけるというような形で、請求人に対して連絡はしていないんですね。何日にどこでやりますというような連絡は。

○議長（村田博英君）

総務課長。

○総務課長（横山和久君）

ご本人さんのところに、そこでやるよというお話はしていません。

○14番（大石和央君）

そうなんですか。連絡はしていない。電話でも連絡していないと。

○総務課長（横山和久君）

多分、うちのところに、総務課のほうのカウンターのところへ来て、お話の中で、たまたま個人情報保護法審査会の辞令交付式があるよというお話だけは、開催する予定だよというお話はさせていただいたと思いますが、ただ、その審査請求をそこに諮るかどうかという話はさせていただいていないです。

○14番（大石和央君）

わかりました。

○議長（村田博英君）

そのほか、ございますか。

中野議員。

○13番（中野康子君）

先週の土曜日だったんですけれども、実は、静岡新聞のほうに、スター精密株式会社が布引原に進出するという記事がございました。

それで、皆さん、何人かからお電話をいただいたものですから、ちょっとお聞きをしたんですけれども、民民の関係であっても、1,000平米以上だと土地利用の申請等は必要だから、多分、市のほうでもご存じかなと思ったんですけれども、市のほうもあまり知らなかったということなので、どういうことなのか、でも、かなり今、ダンプなんかが入り出しているという状況なので、中央町内会の方たちとか、それから相良のあの地域の人たちが、結構、私のほうへ電話してくるんですけれど、その辺、分かっている範囲内で答えいただければと思います。

○議長（村田博英君）

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

実は、私もその新聞を見て初めて知ったことであって、その時点で関係部長、関係課長に電話をかけて、どういう状況かということを知りましたが、担当部署、産業経済部、それから企業立地推進課、共に聞いていないというようなことでありましたので、今、中野議員がおっしゃったように、土地利用の関係で事前相談があったかどうかについて、確認を取りました。そう

したら、いわゆるディベロッパーといいますか、開発する事業者、スター精密から頼まれている開発事業者が、事前に数回、都市計画課のほうに、ここの土地利用について、こういったことが可能かどうかとか、許認可の流れとかいうものについて、事前の問合せがあったと。

ただ、まだその話が成立していないといいますか、地主さんと、それからスター精密さんとの調整がまだできていないので、これについては公表しないでくれというようなことで、そのディベロッパーからは、この相談があったことはオープンにしないでくれというようなことであります。

そういった形で、正式に出す暁には、報告に来るということであったようですが、いきなり新聞に出たものですから、私どもも少し困惑しておりますが、その関係については、今、スター精密さんのほうも含めて、再度、確認を取るとともに、やっぱり一定の手続といいますか、地域の皆さんへの報告も含めて、私としては第一だと思しますので、今までのあの状況よりもいいのかなと、当然、私も思いますし、いわゆる従業員といいますか、雇用の確保もできますし、税金等も見込めますので、それ自身がまずいことではないんですが、やはりその出し方が少し問題があるかなというふうに思いましたので、そんなことで、現在確認齟齬を取っている最中であります。

○議長（村田博英君）

中野議員。

○13番（中野康子君）

それこそ、優良企業であることは間違いないものですから、地元の人たちも、それは歓迎の意味を持って。だけれど、突然出て、市のほうは知らない、私たち地元の議員が知らないのでは、ちょっとということでお話がありましたので、またその辺、よろしくお願いします。

○議長（村田博英君）

そのほかありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようでしたら、以上で市長報告を終わります。

1時間たっていませんので、この後もありますので、続けて行います。

3 議長・関係議員・委員会報告 （1） 会議等の結果

○議長（村田博英君）

議長・関係議員・委員会報告を行います。

まず、私から。

1月19日、2024年商工会新春会員交流会がうおともで行われました。4年ぶりということですが、盛大に行われました。

それから1月22日、ポートセールス、北九州港の視察がございまして、行ってまいりました。コンテナターミナル状況、それから風力発電等の設置状況を視察してまいりました。

コンテナターミナルにつきましては、やはり、香港、上海、それから釜山などのコンテナが減

少傾向にあるということのようです。

それから、風力発電につきましては、高さとか大きさが巨大化しておりまして、言ってみれば、東京タワーに匹敵するような大きさのものが準備されております。御前崎港の近隣にも計画があるようなお話を聞いております。

それから、25日、「平太さんと語ろう」が坂部区民センターで行われました。相変わらず持論を、ユネスコ、南アルプスは世界の財産、国の財産であるので、リニアは民間だというようなお話をされておりました。

それから、同じく、スポーツ協会新年会が同日行われまして、正副議長で参加してまいりました。これも盛大に行われましたが、やはり監督とか子供が少ないということで、状況としては非常に厳しいものがあるというようなお話が出ておりました。

それから26日ですが、榛原病院の監査が行われまして、令和5年12月までの監査と例月出納検査を行いました。どちらも問題はございませんでした。

それから30日、県市議会議長会、浜松グランドホテルで総会が行われて、総会の報告と、その後、情報交換会ということで参加いたしました。

それから31日、静岡空港新春交流会、島田の宮美殿で行われまして、静岡空港がだんだん復活してきたということで、これから力を入れて、特に東南アジア、中国はちょっと難しいけど、台湾、韓国、それからそのほか、ハワイとかのお話も出ておりました。

それから2月1日、浜岡原発安全協議会浜岡原子力発電所の視察を行いました。4市協で行ったわけですが、活断層調査状況を見てまいりました。

それから2月3日、はりばら塾が行われました。参加した議員の皆さん、ご苦労さまです。私は韓国語コーナーで韓国語の名刺を作ってまいりました。なかなか盛大に行われていました。

それから、2月4日、田沼マラソン。雨の中でしたが、600人というランナーが参加しまして、台湾から子供たちが40名参加しておりました。

それから6日ですが、人吉市、宮原議長の視察受入れを行いました。小中一貫校の状況を研究をしていかれました。それから、夜は懇親会を自由参加で行いまして、いろいろなお話をさせていただきました。

それから7日、牧之原市御前崎市広域施設組合議会定例会がありまして、充て職であります、私が議長に就任をさせていただきました。承認案件2件、議案、予算、いずれも可決いたしました。終了後、全協が行われまして、可燃物の2種類になるということで報告がありまして、了承されました。

それから9日ですが、市議会議員共済会第127回代議員会が東京紀尾井町都市センタービルで行われまして、上半期経理報告、それから令和6年度事業報告と予算説明があり、可決されました。

それから10日ですが、男（ひと）と女（ひと）のフォーラム。参加された議員の皆さん、ご苦労さまでした。小沼みのりさんが来られて、講演を行いました。さすがの人気の300人という

こととございました。

それから2月15日、昨日ですが、藤枝MYFCの2024年度キックオフパーティーが行われました。藤枝が主催で、あと焼津、島田、牧之原の皆さんが参加されましたが、スタジアムができましたので、藤枝としては非常に力を入れていると。これからJ1に向かって頑張るという、須藤監督の力強いスピーチがありました。

私からは以上でございます。

皆さんから。

副議長。

○15番（原口康之君）

2月1日、令和5年度の静岡県地方議会議長連絡協議会の第2回の政策研修会ということで、議長のほうの公務が重なっていたので、そちらのほうに出席をいたしました。講演ということで、Vリーグ所属のバレーボールクラブ、ブレス浜松ジェネラルマネジャーの大林素子さんが「マイドリーム 夢をあきらめないで」という演目で研修会を行いました。

2月7日、第5回目の4市議会茶業振興情報交換会ということで、これも議長のほうは公務で途中で来ましたので、これは私と総務の正副委員長が出席をいたしました。これについては、静岡県の要望の内容を4市で確認して、意見交換を行いました。

そして、今後の進め方ということで、第6回を島田で6月から7月ぐらいに行い、第7回目を掛川で開催をして、静岡県と県議会のほうに要望を取りまとめ、提出することとなりましたので、ご報告いたします。

以上です。

○議長（村田博英君）

植田議員。

○10番（植田博巳君）

1月23日、24日、25日、26日の4日間にわたりまして、後期の定期監査ということで、福祉子ども部、建設部、企画政策部、教育文化部、市民生活部、建設部の定期監査を実施いたしました。

1月24日は、例月現金出納検査を実施いたしました。

以上です。

○議長（村田博英君）

濱崎議員。

○9番（濱崎一輝君）

2月9日に駿遠学園定例会が開催されました。まず、最初に焼津市の議員より一般質問が行われ、その後、報告2件、議案1件が上程され、可決されました。

以上です。

○議長（村田博英君）

太田議員。

○12番（太田佳晴君）

1月30日に、牧之原市菊川市学校組合の8月から12月分の現金出納検査が行われました。全て問題なく処理をされていました。

以上です。

○議長（村田博英君）

そのほか。

石山議員。

○1番（石山和生君）

2月2日、東遠広域施設組合議会定例会が行われました。今年度の補正予算、来年度の予算及び専決処分の報告を受け、全て承認いたしました。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 （2） 議会運営委員会

○議長（村田博英君）

では次に、各委員会の報告をお願いします。

まず、議会運営委員会、お願いします。

加藤委員長。

○5番（加藤 彰君）

それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

まず、2月の定例会の提出予定議案ということで、総務部長より報告がありましたが、2月13日に1件、専決処分の報告が追加されましたので、資料1のところでは、訂正された議案について、資料としてフォルダに入れてございます。

資料1のほうをご覧いただきたいと思いますけれども、その内容としては、報告が3件、それから、議案で、補正予算が5件、新年度予算についてが7件、条例の一部改正が15件、条例の制定が3件、廃止が1件、請負契約の一部変更が1件、そして、和解及び損害賠償の額を定める議案が1件ということで、合計33議案ということになります。

それから、委員会付託についてであります。資料の議案一覧（案）のところでの確認をしていただきたいと思いますけれども、まず、総務建設委員会であります。議案第2号、第6号、第8号から第13号、第19号、第20号、第25号、第26号、第30号から第33号までとなります。文教厚生委員会は、議案第3号から第5号、第7号、第14号から第18号、第21号から第24号、第27号から第29号までとなります。よろしくお願いします。

次に、補正予算連合審査会日程（案）についてでございます。こちらは事務局より説明をお願いします。

○議長（村田博英君）

次長。

○事務局次長（本杉裕之君）

資料の２をお開きください。

こちらですけれども、３月５日、火曜日、補正予算連合審査会の日程になります。

一般会計の第８号、こちらにつきましては６回の職員入替え、特別会計のほうは２回の職員入替えで行う予定でありますので、よろしくお願いします。

以上です。

○５番（加藤 彰君）

次に、予算連合審査会日程（案）でありますけれども、こちらにつきましても、事務局より説明をお願いいたします。

○議長（村田博英君）

次長。

○事務局次長（本杉裕之君）

次に、資料の３をお開きください。予算連合審査会の日程になります。

こちらにつきましては、２日半ですね、３月１２日の火曜日から３月１４日の木曜日までになります。

初日の３月１２日につきましては、一般会計の歳入、それと歳出の４款の衛生費まで行います。３月１３日の水曜日につきましては、一般会計の５款から１０款まで、３月１４日の木曜日につきましては、特別会計を審査していただくような形になります。

これで、予定時間ですけれども、これは昨年の予定を組み込みまして計算したものでありまして、あくまでも予定です。当局側の説明とか、あとは皆さんからの質疑、それによりまして、時間は変わってきますけれども、その都度、休憩を挟んでやるような形で考えていきますと、このようになります。

それで、３月１２日と３月１３日の午前中ですけれども、１２時１０分までという形になっていて、１２時を越えていますけれども、これはあくまでも机上の計算上でしているものですので、その場の状況で、お昼近辺で、もし進んでいなければ午後に回すとか、その辺は議場の中で調整するような形ですので、あくまでも審査予定時間ということでお願いします。

この中には、１時間ぐらいたったら１０分休憩を取るような、その時間も含んでおります。

以上です。

○５番（加藤 彰君）

次に、地方自治法改正に伴う条例等の制定及び改正については、４の協議事項のほうで行いたいと思います。

次に、令和６年度議会報告会についてでございます。

資料は４－１、４－２が用意してございます。まず、４－１のほうをご覧いただきたいと思います。

日程が書いてありまして、協議事項、決定事項とございますけれども、まず、２月１３日、黄色

くなっているところです。まず、日程については、右の欄ということで、10月の開催ということでお願いをしたいと思います。

次に、下がっていただいて、下のほうの黄色いところ、高校生を対象とする議会報告会については、議会報告会の位置づけとして進める方針といたしました。

これについては以上でございます。

次に、エの令和6年度能登半島地震に対する義援金についてであります。まず、金額はお1人1万円とし、振込手数料を加えた額としたいと。その額については、議員互助会費、残額が17万4,751円ありますので、そこからの支出とさせていただきたいと思います。なお、振込先は北信越市議会議長会災害義援金口座となります。振込期限は令和6年3月8日となっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、その他であります。令和5年度一般会計「議会費」2月補正予算についてであります。事務局より説明をお願いいたします。

○議長（村田博英君）

次長。

○事務局次長（本杉裕之君）

令和5年度一般会計の議会費なんですけれども、2月の補正をかける予定でいます。

その内容なんですけれども、議員報酬、そちらで、大井議員が亡くなられた関係で、11か月分の、本来支払われる給料がありまして、それが297万円ほどありまして、金額が大きいものですから、2月の補正で減額をします。

次に、議員期末手当、こちらのほうでも同じように6月と12月に皆さんにお支払いした残額がありまして、それを63万円程減額します。

それと、あと費用弁償のほうで、各委員会の視察で予算よりも残が出ていますので、その辺を計算しまして、大体100万円ほど落とすような形で補正の予算を挙げております。

それで、その詳細な説明につきましては、来週月曜日の2月19日に、常任委員会合同協議会の中で議案配布がありますので、それが終了後、また、私のほうから議案を使って議会費の説明をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○5番（加藤 彰君）

次に、令和6年度一般会計「議会費」当初予算について、こちらも事務局より説明をお願いします。

○議長（村田博英君）

次長。

○事務局次長（本杉裕之君）

それでは、資料の5をお開きください。

こちらですけれども、令和6年度一般会計「議会費」当初予算の第3次査定結果ということで、

資料として加えています。

これですけれども、11月13日の議運、11月17日の全協、この段階で1次査定結果を皆さんに報告しております。その後、内容的には変わってはいないんですけれども、ちょっと赤字になっている部分ですね。来年度、10月、11月くらいに、皆さんが使っているタブレット、こちらのほうが契約満了になりますので、新規のリース契約を結ぶに当たりまして、新たにこの年だけなんですけど、入替手続とか、その辺が関係してきまして、11月に説明したときにも入れてはあったんですけど、金額が確定してきたことと、あと、その支払い先の節とかが確定したものですから、赤字で示しております。

若干、9万4,000円ほどかな、11月に説明したときよりも増えてはいるんですけれども、内容自体は変わっておりません。それで、こちらにつきましても常任委員会合同協議会、議案配付終了後に議会費の説明を、また議案を使って私のほうから、こちらも説明をさせていただきます。以上です。

○5番（加藤 彰君）

次に、牧之原市議会議員勉強会につきましては、5のその他にて行いたいと思います。

次に、2月13日の関係になります。

先ほど説明した資料1になりますが、報告第3号、専決処分の報告になります。報告第1号、専決処分の報告についてと同一の内容となります。

次に、イとして、請願・陳情（要望）・意見書・決議等の取扱いについて。件名は「学校再編について市民の多様な意見を的確に把握し、合意形成を図ることを求める請願」になります。

資料6となります。ご覧いただきたいと思います。

令和6年2月7日受理ということでございます。

そして、議運での結果としては、付託先は文教厚生委員会といたしました。

この請願の趣旨のところの、議会は議決権としての役割を重んじて、学校再編について市民の多様な意見を的確に把握し、積極的に市民の合意形成に取り組んでいただきたいということでございますが、また、この請願理由については、中身を十分に見ていただきたいと思いますが、付託先は文教厚生委員会といたしました。

次に、「新型コロナワクチンへの助成拡大等を求める意見書」採択に関する陳情でございます。

郵送によるものでありますので、市議会運営申し合わせ事項に従いまして、原則として取扱いせず、対応は資料配布とさせていただきます。

次に、ウの令和6年度議会報告会についてであります。

先ほどの続きになりますが、もう一度、資料のほうをご覧いただきたいと思います。

まず、開催時期は10月というのは決めてございましたけれども、10月中旬から11月中旬で、お祭りなどの開催日時を除く日にちを進めたいというふうに考えております。

そして、回数でございますけれども、相良で2回、榛原で2回として、そこに加えて、相良高校1回、榛原高校1回というような形で進めていきたいという方針でございます。

報告は以上でございます。

3 議長・関係議員・委員会報告 (3) 総務建設委員会

○議長（村田博英君）

総務建設委員会。

○9番（瀧崎一輝君）

2月13日に委員会が開催されました。

後日、2月19日ですけれども、午後に産業経済部との農業振興施策に関する勉強会を開催するものですから、その内容について確認を行いました。

これに伴って、事前に、1月30日に産業経済部のほうに、正副で勉強会の依頼をしたというところでございます。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (4) 文教厚生委員会

○議長（村田博英君）

文教厚生委員会委員長。谷口委員長。

○2番（谷口恵世君）

2月14日に文教厚生委員会協議会を開催いたしました。

所管事務調査事項についての今後の進め方で、所管事務調査事項の大テーマは決まっているんですけれども、その細かい2項目ということで、各委員から意見をいただき、それを整理し、2項目でどこを今から勉強会をしていくかということを決めまして、所管課による勉強会を2月19日の13時30分より行うこととしました。

今回については、コミュニティスクールについて、学校教育課のほうに確認することとなりました。

それから、その後に、請願についてということで、文教に付託された請願について、今後、請願審査を3月11日の開催を、今、確認中ということです。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (5) 議会広報特別委員会

○議長（村田博英君）

議会広報特別委員会委員長。

種茂委員長。

○8番（種茂和男君）

前回の全員協議会の後、1月18日に第73号原稿編集方法を決めました。

1月29日、9時から、かけはしの第73号のグラ刷りを見て、内容の校正をいたしました。

1月31日、午前10時から午後5時まで、株式会社廣瀬行政研究所の講師、吉村 潔氏の講義目的の（１）として、住民とよりよい関係を築く、（２）議会広報のクリニックを研修しました。

大変いい話で、今後のかけはしに取り入れていきたいと思っております。

2月5日、かけはし第73号を最終確認し、2月15日、昨日、発行されました。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 （6） 議会改革特別委員会

○議長（村田博英君）

議会改革特別委員会委員長。

原口委員長。

○15番（原口康之君）

本日、全員協議会終了後、委員会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

4 協議事項 （1） 地方自治法改正に伴う条例等の制定及び改正について

○議長（村田博英君）

続いて、協議事項であります。

地方自治法改正に伴う条例等の制定及び改正についてをテーマにいたします。

事務局、お願いします。

植田係長。

○事務局書記（植田容子君）

よろしくお願いいたします。資料8－1をまずお開きください。

その資料の一番下、4ページのところに、請負禁止の範囲の明確化・緩和という図がつけてあります。

こちらと一緒にご覧になりながら説明のほうを聞いていただければと思います。

まず、1ですが、地方自治法の改正の背景ということで、こちらですが、地方議会選挙で投票率の低下や無投票当選の増加傾向にあり、これまで議員個人によるその自治体の請負というのは、金額の多寡にかかわらず禁止となっておりました。それが、議員の成り手不足の原因の一つとの見方もされております。

このため、規制を緩和し、立候補者の増加を見込むための改正となっております。

併せて公平性や透明性を確保するために、年度内の請負について、総額や請負の概要などを議長に報告し、公表することとされております。

2のこれまでの経過となりますが、地方自治法の一部改正によりまして、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がされました。

各会計年度において政令で定める額、年間300万円を超えない場合は、議員個人による地方公

共同体に対する請負が可能となりました。

また、地方自治法改正の施行に伴い、総務大臣の通知において、法第92条の2の規定の趣旨である議会運営の公正を確保するとともに事務執行の適正を確保するという規定の趣旨を変更するものではないということ。それと、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組として、条例などを定めて、各会計年度に支払いを受けた金額の総額や請負の概要などを議長に報告し、議長が公表することなどの取組を併せて行うことが適当であるとの通知がされております。

これらを踏まえまして、全国市議会議長会から条例、そして規程の例が示されております。

各自治体の実情に応じて、請負の状況の公表に関する条例等の整備を行うこととの通知がありました。近隣市町でも、この状況を受けて整備を進めているところです。

3の改正のポイントとしましては、2ページのところに新旧対照表を掲載してありますけれども、改正前が左側ですね、その赤線部分が改正後、右側の表になりますが、その赤線部分のように変更となっております。

ポイントの一つ目としては、業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものということで、請負の明確化がされております。

ポイントの二つ目としましては、一会計年度の取引額の合計が300万円以内であれば、兼業禁止規程に抵触しないということで、議員個人の請負に関する規制が緩和されています。

この政令で定める額の300万円、年間300万円ということなのですが、この額については、個人企業の年間の売上高、その全国平均の2割程度の水準が300万円ということで、その300万円ということで設定をされています。

それでは、4のところです。以上のことを踏まえまして、請負の状況の公表に関する条例等の整備について、以下のとおり進めたいと考えています。

まず一つ目としては、牧之原市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定、そして、二つ目としては、条例の細目を定めます牧之原市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程の制定ということになります。

この条例と規程につきましては、先ほど申し上げましたが、全国市議会議長会のほうから例が示されておりますので、それを参考に作成しております。

資料の8-2をお開きください。

こちらが条例の案となります。左側が市議会議長会から示された例で、右側が例に倣って牧之原市議会として作成した案となっています。

それから、資料8-3をお願いします。

こちらが条例の施行規程の案となっております。先ほどと同じように左側が市議会議長会から示された例、右側が牧之原市議会として作成した案となっております。赤字の箇所をそれぞれ加えたり修正したりする方向で考えております。

それでは、すみません、資料８－１に戻っていただきまして、４の枠のところなんですが、この条例と案の主な内容となりますが、牧之原市に対して請負を行った議員による議長への報告、それですとか、報告期間、報告内容、報告内容の議長による公表、報告内容の閲覧、報告の閲覧、保存期限などを定めております。

この条例と規程を整備することによりまして、牧之原市議会議員の政治倫理規程第３条のところにあります市の公共事業の契約に対する遵守事項というところについても見直し等が必要になると考えますので、こちらは後ほど説明をさせていただきたいと思います。

取りあえず、以上が条例と規程の説明となります。お願いします。

すみません、あと、５の今後のスケジュールというところをお願いしたいと思います。

資料は８－１です。

今後のスケジュールですが、今考えているところでは、一つ目として条例の制定については、令和６年２月の定例会へ条例案を提出して、公布の日から施行、令和６年４月１日に始まる会計年度における請負から適用ということで考えております。

２番目として、条例施行規程の制定ですが、こちらは公布の日から施行、令和６年４月１日に始まる会計年度における請負から適用と考えております。

（３）の牧之原市議会議員の政治倫理規程の改正についてなんですが、こちらは改正するという方向でいくようでしたら、公布の日から施行ということで考えております。

ただいま条例案と施行規程の案について説明をさせていただきましたが、本案で進めていくということにご同意をいただけるようであれば、今月末にあります法令審査委員会に諮らせていただいて、次回の全協で、また改めて条例と施行規程を示させていただきたいと思います。

条例につきましては、２月の定例会の最終日に議員発議ということで行っていただくような形になります。

よろしくをお願いします。

○議長（村田博英君）

加藤議員。

○５番（加藤 彰君）

今、事務局から説明していただいた条例の制定、それから、条例施行規程の関係になりますが、これについては、今、その条例案等の主な内容、さらに今後のスケジュールについて、説明をいただきましたが、議運としては、この内容でいきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（村田博英君）

中野議員。

○１３番（中野康子君）

これに値するような、この議会の中で、あるの。これに準ずるような人というのがいるんですか。

○議長（村田博英君）

加藤議員。

○5番（加藤 彰君）

恐らく、次の倫理規程のほうで、少しその部分といいますか、そういったご質問のご趣旨のことについて、少し議運の中で話し合った内容について、お話しさせてもらった方がいいんじゃないかなと思います。

○議長（村田博英君）

その次、ウの牧之原市議会議員政治倫理規程の改正について、お願いします。
係長。

○事務局書記（植田容子君）

それでは、引き続きまして、資料の8－4のほうをお願いいたします。

先ほどの条例と規程の制定について説明させていただいたところで、少し触れさせていただきましたが、この地方自治法の改正に伴いまして、議員の兼業禁止の範囲が以下のとおり改正されています。表にしたものが下のものとなりますので、ご確認ください。

議員個人ですが、改正前は市と請負関係がある場合は全面的に不可となっております。

改正されまして、各会計年度において政令で定める額（300万円）を超えない場合は可能ということに改正されております。

その下ですが、議員が取締役等を務める法人については変更はしておりません、変更なしです。これというのが、現在の規程ですが、主として当該地方公共団体に対する請負が業務量の主要部分を占め、請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高いと認められる場合は不可ということになりますので、全面的に禁止はされていません。

業務量の主要部分の目安なんです、その下の※で書いてありますけれども、当該地方公共団体に対する請負量が当該法人の全体の業務量の半分以上を超えるかどうかというのが一つの目安になっているようです。

2の政治倫理規程との関係性についてとなりますが、改正前の地方自治法の規定において、個人事業所、議員個人は市と請負関係がある場合は全面的に禁止をされてきました。

そして、議員が取締役等を務める法人については全面的に禁止ということではなくて、主として当該地方公共団体に対する請負をする場合に議員の兼業は認められないということになっているため、市民に少しでも疑念を持たれないために、牧之原市議会の政治倫理規程においては、以下のとおりの規程となっております。

倫理規程の抜粋ですが、第3条のところですね、市の公共事業の契約に対する遵守事項ということで、議員、その配偶者、一親等以内の親族若しくは同居の親族が役員をしている企業又は議員が実質的に経営に関与する企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市の工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約等の相手方となることを辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならないと規程しております。

第3条の2と3については、2項については、辞退届を提出しなければならないと規定されておりまして、第3項につきましては、辞退届は議員の任期開始の日から30日以内に議長に提出するものとするとなっております。

そこで3の検討事項についてなんですが、政治倫理規程の制定当時は、個人事業主は市と請負関係性が全面的に禁止をされておりました。そのため、全面的に禁止とはなっていない法人の取締役等を務める議員のみを対象として制定をされているものとなります。

今回の地方自治法の改正によりまして、個人事業主において、各会計年度300万円以内までの請負は認められることになりまして、政治倫理規程の対象に矛盾が生じることとなっているため、協議が必要だと思われます。

考え方①としては、個人事業主も兼業を認められたこと、また、地方自治法よりも厳しい規定となっていることから、規定そのものを削除する。

考え方②としては、請負の辞退までは求めないが、市民から疑念をもたれないように努めるといった努力義務のような内容に改正をして、規定自体は残す。

考え方③としては、個人事業主も全面的に兼業を認められたことではないため、当該規定が制定された目的を鑑み、個人事業主においても請負を辞退するようにするという、考え方を三つ示させていただきました。

説明については以上です。よろしくお願いします。

○議長（村田博英君）

説明は終わりました。

加藤議員。

○5番（加藤 彰君）

今の説明をいただいた中で、まず、改めて確認でありますけれども、議員個人については改正されている。その議員が取締役等を務める法人については従前のままであるということ、まず、そこがございます。

そして、3の検討事項についてという中で、考え方を今ご説明いただきました。

それで、議運としての考え方、方針をどうしたかということでありまして、考え方としては、②というような考え方にさせていただきました。

その理由でございまして、まず、③については、個人事業主においても請負を辞退するというのは、少し法律的に損があるといえますか、これはちょっとまずいだろうという点であります。

考え方①についても意見としては、こういった形もいいじゃないかという意見がございましたけれども、本市における事情ですね、これまでの事情を鑑みたときに、考え方の②にしたほうがいいではないかということでございました。

資料がもう一つ、8-5をつけてございます。倫理規程の新旧対照表にございます。

これについて、今の②を一応基準にして考えた場合に、改正案としてはこうしたらどうかとい

うことでした。

具体的には、赤字のところに、「を辞退し」というのを「に関し」、そして、2と3については削除という形がいいでしょうということでしたので、議運での審議のこの内容について、ご報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（村田博英君）

以上でございますが、何かご意見はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

では、②ということで、お願いしたいと思います。

次長。

○事務局次長（本杉裕之君）

今、政治倫理規程、議運で示されたものでいいということで、その前の、条例と規程のほうのそちらの説明もさせてもらってこのようになりますよというのを示させてもらったんですけども、こちらのほう、ご意見がなければ、これで進めさせてもらいたいんですけども、こちらのほうの確認も取っていただけますか。

○議長（村田博英君）

今、確認を取ってくれということでございますので、アとイのほうも改正についての案で、そのままいくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

では、よろしいですね。

○5番（加藤 彰君）

議長、制定です。改正ではなくて制定です。

○議長（村田博英君）

訂正で。

5 その他 （1） 牧之原市議会議員勉強会について

○議長（村田博英君）

では、そういうことで、その他ですが、牧之原市議会議員勉強会について、お願いします。

次長。

○事務局次長（本杉裕之君）

牧之原市議会議員勉強会についてということで、3月18日の月曜日、15時からとしておりますけれども、この日、午後1時30分から議員全員協議会が開催されます。それが終わり次第、開催したいんですけども、目安として15時ということで示させてもらっております。

場所としましては、この大会議室で、内容としましては中部電力株式会社浜岡原子力発電所の状況についてということで、近況報告が中心になると思います。

説明者は中部電力株式会社浜岡地域事務所で、対象につきましては議員の皆さん全員で、当日はタブレット端末をご持参くださいということで、予定しておいてください。

以上です。

○議長（村田博英君）

では、よろしくお願いします。

濱崎議員。

○9番（濱崎一輝君）

これとはまた全然関係ありませんけれども、来週、2月19日、20日で合同協議会が予定されておりますけれども、日程のほうを19日、1日とさせていただきます。19日、1日でまとめて文教と総務をやります。合同協議会ね。

開始時間が9時半からになっていますけれども、案件が結構ありますので、開始時間を9時からとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村田博英君）

以上でございますが、ちょっと私のほうから、1件、皆さんにお願いをしておきたいことがございますので申し上げます。

人吉市の視察で、コロナ、インフルエンザの感染がありました。誰から感染したとは断定できませんが、その対応について、各議員、いま一度考えていただきたいので申し上げます。

まず、市内のウイルスの感染状況ですが、調べましたところ、1月15日から2月13日まで、小中学校の学級閉鎖20組、677名、患者数は677名のうち208名、31%の人が感染しております。これに、保育園とか幼稚園がございますので、報告の義務はないので、これ以上は申し上げられませんが。

静岡県の保健所の状況でございますが、各保健所が9箇所あるわけですが、中部保健所管轄で、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町、これは注意報じゃなく警報が出ております。県民の皆様へということで、改めてご協力をお願いしますということで報道されております。

簡単に触れますと、体調に少しでも違和感があればマスクを着用してください。急に症状が出たときは学校や仕事を休んで療養してください。人が集まる場所では、換気等、せきエチケットを忘れずにしてくださいということの注意が促されております。

予想外にひどい状況になっております。ウイルスの感染状況ですが、ノロ、コロナ、インフルエンザということで多彩になってきました。5類は報告義務がないので分からないわけですが、予想以上にひどいということ、まずは認識をお願いしたいと思います。

人吉の宮原議長が先日来られたときに、挨拶でいろんなものを共有し、ありがとうございましたと言っておりました。誠に向こうの市議会もひどい状況だったようです。まだまだ続くということで予測がされております。

大変緩くなっているんですね。私も反省していますが、手洗い、消毒がちょっと甘くなっているところもありますので、コロナ時の対応、マスク着用、手洗い、症状の疑いがあれば休むということを、ぜひお願いしたいと思います。

これは、誰も風邪をひきます。感染しない、させないを心がけるということだと思いますので、議員必携の議員の心構えというところがあります。これを読み直していただき、2月定例会に臨んでいただきたいと思います。

それでは、以上で全員協議会を終了いたします。

〔午前 10時39分 閉会〕